

- (6) 通行の妨害となる行為をすること。
  - (7) 威嚇又は喧噪にわたる行為を行うこと。
  - (8) 会場内の施設、工作物、器物、装置等を汚損、若しくは破損し、又はみだりに操作すること。
  - (9) 関係者に面会を強要すること又は会場内に居座ること。
  - (10) 所定の区域以外において火気を使用（喫煙を含む。）又はゴミその他の汚物を廃棄すること。
  - (11) 所定の区域以外への車両若しくは船舶等の進入、駐車、停泊又は駐輪をすること。
  - (12) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
  - (13) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、海づくり大会の円滑な運営及び進行を妨害するような行為をすること。
- （許可を要する行為）

第6条 会場及びその周辺において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 文書、図面、写真、図書その他の印刷物等を掲示し、頒布又は散布すること。
- (2) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード等を持ち込み、掲示、掲揚又は着用すること。
- (3) ガスその他これに類似する火気を使用すること。
- (4) 宣伝、勧誘、講演、集会、物品の販売又は寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
- (5) テント、小屋その他の工作物を設置すること。

2 管理者は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

（遵守事項）

第7条 何人も、会場において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 安全確保のため、手荷物等の検査に応じるとともに、持ち込み禁止物件など携行できない物件は管理者に預けること。
- (2) 管理者が交付した来場者識別証を外部から視認できるように携行するとともに、破損、亡失等の場合は、速やかに職員に申し出て指示を受けること。
- (3) 招待状及び本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード等）を携帯し、会場の警備を行う者が本人確認書類の提示を求めた場合にはこれに応じること。
- (4) 携帯品は管理者が交付した透明袋に入れて携行すること。
- (5) 職員の指示、案内、誘導等に従うこと。
- (6) 指定された場所において観覧すること。ただし、職員等が移動を指示した場合はこれに従うこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (8) ゴミ処理方法の遵守及び清潔維持に努めること。
- (9) 各自が火災、盗難その他の事故防止に努めること。
- (10) 管理者が定める「新型コロナウイルス感染症対策計画」に基づき実施する感染予防対策に従うこと。

（質問等）

第8条 管理者が必要と認める場合は、来場者等に対して質問をし、本人確認書類の提示を求め、又は必要な事項を指示することができる。

（入場の制限）

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会場への入場の拒否、行為の中止、会場からの退場、その者の負担による持ち物の撤去及びその他必要と認められる措置を命じ、又は管理者の許可なく侵入、放置等された物件に対し必要な措置を講じることができる。

- (1) 第4条の各号に掲げる禁止物件を持ち込んだ者若しくは持ち込もうとする者、又は当該物件
- (2) 第5条の各号に掲げる行為を行った者若しくは行うおそれのある者、又は当該物件
- (3) 許可なく第6条第1項の各号に掲げる行為を行った者若しくは行うおそれのある者、又は当該物件
- (4) 正当な理由なく、第7条の各号に掲げる事項を遵守しない者  
(警備要請)

第10条 管理者は、北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長に対し、事前に警備要請を行うものとし、必要があると認める場合、職員は会場に配置されている警察官及び海上保安官に協力を求めることができる。

(告知)

第11条 管理者は、第4条から第9条までの内容について、会場に告知板を設置する方法等により、告知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会場の運営管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。
- 2 この要綱の適用期間は、令和5年9月16日から同月17日までとする。

### 基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染防止のため、大会参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、各会場においてできる限りの対策を講じます。

具体的な対策に関しては、『第42回全国豊かな海づくり大会における新型コロナウイルス感染防止対策計画』を別途作成し、計画に従い実施します。

### 参加者区分に応じた対策

大会参加者を下記に区分し、参加者区分に応じた対策を定める。

- (1) 主催者 …………… 実施本部員
- (2) スタッフ …………… JVスタッフ
- (3) 招待者 …………… 特別招待者、一般招待者
- (4) 出演者 …………… 司会者、出演者
- (5) 報道 …………… 報道関係者
- (6) 一般来場者 …………… 関連行事の来場者

### 各施設・会場毎に実施すべき対策

大会会場内において、下記各施設における「接触感染防止策」「飛沫感染防止策」を実施する。

- (1) 本会場
- (2) 受付
- (3) 手洗い場所・トイレ
- (4) 控室・更衣室等の諸室
- (5) 出展、売店、休憩所
- (6) ごみ回収時
- (7) 清掃時

### 宿泊・輸送に関する対策

大会において「宿泊・輸送における感染予防計画」を作成し、感染防止策を実施する。



第4章

# 機運醸成及び 広報計画

## 基本的な考え方

次世代を担う児童・生徒に大会の開催意義や海・川の恵み、環境保全の大切さを広く理解してもらうために作品コンクール（作文・絵画・習字）を実施します。

## 実施概要

### （1）作文コンクール

#### ア 主催

豊かな海づくり大会推進委員会  
第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会

#### イ 募集期間

令和5年4月3日（月）～6月2日（金）

#### ウ 募集対象者及び募集部門

- 対象：北海道内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校（小学部、中学部、高等部）の児童、生徒
- 部門：小学校低学年の部（1年生～3年生）、小学校高学年の部（4年生～6年生）、中学校の部（全学年）、高等学校の部（全学年）

#### エ 題材

「海」、「川」、「森」、「水産業」に関するもの。（海・川・森での体験や思い出、海・川の幸や水産業について思うこと、豊かな海を守るためにできることなどに関するものなど）

#### オ 入賞等

- 入賞：大会会長賞、農林水産大臣賞、環境大臣賞、水産庁長官賞、北海道知事賞  
（募集部門ごとに各賞1点）
- 入選：最終審査の対象作品のうち、入賞作品以外の作品
- 表彰：入賞者は「第42回全国豊かな海づくり大会」の式典行事で表彰します。
- 発表：大会会長賞受賞作品のうち1作品については、式典行事において受賞者本人から発表することとします。

#### カ 応募方法

学校単位で、第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会へ応募するものとします。



## (2) 絵画・習字コンクール

### ア 主催

第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会

### イ 募集期間

令和5年4月3日（月）～6月2日（金）

### ウ 募集対象者及び募集部門

- 対象：北海道内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部、中学部）の児童、生徒
- 部門：小学校低学年の部（1年生～3年生）、小学校高学年（4年生～6年生）、中学校の部（全学年）

### エ 題材

- 絵画：「海」、「川」、「森」、「水産業」に関するもの。（海・川・森での体験や思い出、海・川の幸や水産業について思うこと、豊かな海を守るためにできることなどに関するものなど）
- 習字：大会の開催目的や基本理念を考慮し、以下の題字とします。
  - ・ 小学校低学年の部（1年生～3年生） …… 「うみ」
  - ・ 小学校高学年の部（4年生～6年生） …… 「豊かな海」
  - ・ 中学校の部（全学年） …… 「光輝く海」

### オ 入賞等

- 入賞：北海道知事賞、北海道教育委員会教育長賞、北海道漁業協同組合連合会代表理事会長賞（募集部門ごとに各賞1点）
- 入選：募集部門ごとに3点以内
- 表彰：入賞者は「第42回全国豊かな海づくり大会」の式典行事で表彰します。

### カ 応募方法

学校単位で、第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会へ応募するものとします。

### 基本的な考え方

大会開催に向け、大会100日前イベントをはじめとする行事の開催を通して、全道的な機運醸成を図るとともに、道内外からの招待客をお迎えするため、地域と一体となった盛り上がりを創出します。

また、稚魚の放流や海浜清掃などの「豊かな海づくり活動」を通じて、子どもから大人までの幅広い道民に環境保全の大切さを理解していただくとともに、大会終了後も本活動が道内全域に定着するよう努めます。

### 活動内容

#### (1) 北海道豊かな海づくりフェスティバル（大会100日前イベント）

- 期日： 令和5年5月下旬（予定）
- 場所： 札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ）（予定）
- 内容： 大会PRに関する企画展示、ふれあい体験、物産販売など

#### (2) 豊かな海づくりキャラバン

- 期日： 通年（大会開催まで）
- 場所： 道内全域
- 内容： 海や魚に関連したイベントや集客力の高いイベントと連携し、機運醸成を図ることを目的としたPR活動を道内全域で継続的に展開

#### (3) 大会記念リレー放流

- 期日： 令和5年4月～10月頃
- 会場： 道内全域
- 内容： 本道の漁業協同組合及び市町村等の協力のもと、園児・児童等による稚魚の放流を実施

#### (4) 魚食・食育普及活動

- 期日： 通年
- 場所： 道内全域
- 内容： 子ども達に魚を「見る・触れる・食べる」機会を提供し、魚を身近に感じ興味をもってもらいながら、水産資源の保護、環境教育や家庭での魚食普及を図ることを目的に開催

#### (5) 海浜清掃の実施

- 期日： 通年
- 会場： 道内全域
- 内容： 市町村及び漁業団体、企業等と連携し、道民や漁業者参加の海浜清掃活動を実施

#### (6) 海洋プラスチックゴミ問題の周知・啓発

- 期日： 通年
- 会場： 道内全域
- 内容： 海洋プラスチックゴミへの関心・意識を高めるための周知・啓発活動を実施



### 基本的な考え方

大会テーマや大会ロゴマークなどを活用しながら、大会関連情報について各種媒体を通じて積極的かつ効果的な広報活動を実施します。

### 活動内容

#### (1) 大会テーマ、大会ロゴマーク等を活用した広報

公募により決定した大会テーマの普及を図るとともに、大会ロゴマークやご当地キャラクターなどを活用したPR活動を展開します。

#### (2) 印刷物による広報

各種印刷物や既存の広報誌などを活用した広報活動を展開します。

#### (3) 多様なメディアによる広報

報道機関への情報提供やインターネットなどの多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域的に発信します。

#### (4) コンクール実施による広報

豊かな海づくり大会推進委員会との共催により、作文・絵画・習字のコンクールを行い、大会の開催趣旨などを広く啓発します。

#### (5) 屋外広告物等による広報

懸垂幕や横断幕、カウントダウンボードなどの設置により、大会の開催について広く周知します。

#### (6) 大会記念誌等の制作

開催までの取組や大会当日の様態を記録し、大会記念誌及び記念映像を制作します。



年度	月	大会開催計画	機運醸成	広報計画	
令和4年度	2月				
	3月				
令和5年度	4月	実行委員会総会開催 (実施計画書決定) 大会実施本部設置		公式ポスター配布 大会記念作品募集 (作文・絵画・習字)	
	5月		100日前イベント		
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	9月	<b>第42回全国豊かな海づくり大会</b>			
	10月				
	11月				
	12月				
1月					
2月					
3月	実行委員会総会開催 (解散総会)			大会実績報告書 記録DVD制作	



**第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会  
(事務局：北海道水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室)**

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道庁 10階

TEL : 011-206-6563 FAX : 011-232-1140  
E-mail : [suirin.umizukuri@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:suirin.umizukuri@pref.hokkaido.lg.jp)  
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/szu/top.html>